

## 品確法遵守自己診断チェックシート

揮発油販売業者は「揮発油等の品質の確保等に関する法律」（「品確法」）に基づき、石油製品の適正な品質の確保、消費者利益の保護を図る観点から、登録や品質分析等の義務の遵守が求められています。仮にこれらの義務を履行せず、違反した場合は、行政処分（事業停止命令等）や罰則が課される場合があります。

この品確法遵守自己診断チェックシートは、揮発油販売業者が自ら、品確法の義務の遵守状況を自主的に確認するためのものです。以下の設問のうち遵守していない項目がありましたら、速やかに是正して下さい。

※各項目の解説は別紙参照。

|  |    |     |    |
|--|----|-----|----|
| 1 品確法に基づく揮発油販売業の登録を受け、経済産業局又は経済産業省から、登録番号をもらっていますか？給油所ごとに登録が必要です。仕入販売の権限を含む業務委託を受けたときも登録が必要です。 | はい | いいえ | 不明 |
| 2 給油所の追加、減少、担当役員の変更（法人の場合）について変更登録を行っていますか？  | はい | いいえ | 不明 |
| 3 吸収合併や事業譲渡、相続等承継について届け出ていますか？   | はい | いいえ | 不明 |
| 4 法人名称・住所、個人の場合は氏名・住所の変更、給油所の名称変更・住所表記の変更（移転は含まず）、タンク容量及び計量器の数の変更等について届け出ていますか？                | はい | いいえ | 不明 |
| 5 揮発油販売業を廃業（全ての給油所を廃止）している場合届け出ていますか？ ※一部の給油所を廃止する場合は2となります。                                   | はい | いいえ | 不明 |
| 6 揮発油の品質分析について   |    |     |    |
| 品質維持計画（軽減認定）を受けていない場合<br>・登録分析機関と10日ごとに分析を行う旨の契約をしていますか？                                       | はい | いいえ | 不明 |
| 品質維持計画（軽減認定）を受けている場合<br>・品質維持計画の認定は有効期限内のものですか？  | はい | いいえ | 不明 |
| 品質管理者を選任・解任した際に届け出ていますか？   | はい | いいえ | 不明 |
| 登録分析機関との分析契約が失効した場合又は別の登録分析機関に契約を変更した場合に届け出ていますか？  | はい | いいえ | 不明 |
| 7 法律に基づき、給油所内に指定様式による表示を行っていますか？   | はい | いいえ | 不明 |
| 8 帳簿の記載を行っていますか？   | はい | いいえ | 不明 |
| SQマークを貼っている場合<br>・標準規格に関する帳簿（上記の帳簿とは異なります）の記載を行っていますか？   | はい | いいえ | 不明 |

※上記6の品質分析は揮発油販売業者が自ら又は登録分析機関に委託して揮発油の品質の分析を行うものです。（社）全国石油協会が行っている試買事業とは異なりますのでご注意ください。

※給油所の設置等にあたっては、別途消防当局及び税務当局への許可等が必要です。消防関係又は税務関係で不明な点がありましたら、関係の消防当局及び税務当局へお問い合わせ下さい。

※品確法の制度の概要につきましては、各経済産業局のホームページや、石油協会発行のパンフレット「石油製品と品質管理」またはホームページ（<http://www.sekiyu.or.jp/>）をご覧ください。

### ○上記の設問で「いいえ」又は「不明」を選択された方へ

※上記の経済産業局（省）への申請・届出手続きは、揮発油販売業者が自ら行うものですが、元売や特約店が事実上代行する形で書類を提出している場合もありますので、元売・特約店にもご確認ください。

※それでも状況がわからない場合は、組合員の場合は各都道府県石油組合、若しくは管轄の経済産業局（省）まで、どこの所管が不明な場合は最寄りの経済産業局までお問い合わせください。

【経済産業局及び経済産業省(資源エネルギー庁)へのお問い合わせ先】

|  | 電話番号         | ホームページアドレス  |
|--|--------------|---|
| 北海道経済産業局 資源・燃料課<br>[管轄:北海道]                              | 011-709-1788 | <a href="https://www.hkd.meti.go.jp/information/sigen_energy/sekiryu_lpgas.htm">https://www.hkd.meti.go.jp/information/sigen_energy/sekiryu_lpgas.htm</a>                                 |
| 東北経済産業局 資源・燃料課<br>[管轄:青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島]                 | 022-221-4934 | <a href="https://www.tohoku.meti.go.jp/s_shigen_ene/oil.html">https://www.tohoku.meti.go.jp/s_shigen_ene/oil.html</a>   |
| 関東経済産業局 資源・燃料課<br>[管轄:茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、新潟、静岡] | 048-600-0371 | <a href="https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/sekiryu_jigyo/index.html">https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/sekiryu_jigyo/index.html</a>   |
| 中部経済産業局 燃料課<br>[管轄:岐阜、愛知、三重、富山、石川]                       | 052-951-2781 | <a href="https://www.chubu.meti.go.jp/d51sekiryu/index.html">https://www.chubu.meti.go.jp/d51sekiryu/index.html</a>   |
| 近畿経済産業局 資源・燃料課<br>[管轄:福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山]             | 06-6966-6044 | <a href="https://www.kansai.meti.go.jp/shigen-nenryo.html">https://www.kansai.meti.go.jp/shigen-nenryo.html</a>   |
| 中国経済産業局 資源・燃料課<br>[管轄:鳥取、島根、岡山、広島、山口]                    | 082-224-5715 | <a href="https://www.chugoku.meti.go.jp/policy/seisaku/p4.html#sekiryu">https://www.chugoku.meti.go.jp/policy/seisaku/p4.html#sekiryu</a>   |
| 四国経済産業局 資源・燃料課<br>[管轄:徳島、香川、愛媛、高知]                       | 087-811-8536 | <a href="https://www.shikoku.meti.go.jp/03_sesakudocs/0505_sekiyu/tetsuzuki_yoshiki/index.html">https://www.shikoku.meti.go.jp/03_sesakudocs/0505_sekiyu/tetsuzuki_yoshiki/index.html</a> |
| 九州経済産業局 石油課<br>[管轄:福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島]                | 092-482-5476 | <a href="https://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/sekiryu/index.html">https://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/sekiryu/index.html</a>   |
| 沖縄総合事務局 経済産業部 石油・ガス課<br>[管轄:沖縄]                          | 098-866-1756 | <a href="http://www.ogb.go.jp/keisan/9738/sekiryu01">http://www.ogb.go.jp/keisan/9738/sekiryu01</a>   |
| 資源エネルギー庁 石油流通課   | 03-3501-1320 | <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/hinnkakuhou/">https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/hinnkakuhou/</a>     |